

(1) 工場、店舗等の新增設助成金

補助事業等名称	工場、店舗等の新增設助成金
補助事業等の対象となる要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進企業を対象とする。 ・ 工場、店舗等の新設又は増設に係る固定資産税課税標準額が3,000,000円以上のものであること。
補助事業等の対象となる経費	工場、店舗等の新設又は増設に係る固定資産税の納付額
補助金等の金額	工場、店舗等の新設又は増設に係る固定資産税の納付額以内の額
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用期間は新增設部分に係る固定資産税が最初に賦課された年度から3年間 2 その他この別表及び別に定める事項1以外のことについては、養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の新增設助成金」に関する事項を準用することとする。 3 この補助事業等の前にすでに養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の新增設助成金」の適用を受けた事業は対象外とする。

○工場、店舗等の新增設助成金(書類関係)

関係条項	内容
第4条 (交付申請)	(添付書類) 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の新增設助成金」の申請に準ずる関連書類
第8条 (変更、中止又は廃止)	(添付書類) 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の新增設助成金」の変更申請に準ずる関連書類 (指定期日) 変更が生じた日から10日以内
第9条 (交付決定額の変更)	(添付書類) 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の新增設助成金」の変更申請に準ずる関連書類 (指定期日)

	変更が生じた日から10日以内
第11条（実績報告）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の新增設助成金」の事業完了に準ずる関連書類 （指定期日） 事業完了後速やかに提出するものとする。
第14条（請求）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の新增設助成金」の請求に準ずる関連書類

(2)工場、店舗等の用地取得助成金

補助事業等名称	工場、店舗等の用地取得助成金
補助事業等の対象となる要件	・ 推進企業を対象とする。 ・ 工場、店舗等の新增設着手前3年以内に取得した用地であること。
補助事業等の対象となる経費	売買契約額（直接営業に使用する面積及び福利施設に使用する面積に係る部分に限る。）
補助金等の率	売買契約額（直接営業に使用する面積及び福利施設に使用する面積に係る部分に限る。）の3%以内
補助金等の金額	上限1,500,000円
その他の事項	1 適用期間は操業開始した年度 2 その他この別表及び別に定める事項2以外のことについては、養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」に関する事項を準用することとする。 3 この補助事業等の前にすでに養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」の適用を受けた事業は対象外とする。 4 この補助事業等の決定額に養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」の決定額を加えた額をこの補助金等の金額の上限とする。

○工場、店舗等の用地取得助成金(書類関係)

関係条項	内容
------	----

第4条（交付申請）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」の申請に準ずる関連書類
第8条（変更、中止又は廃止）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」の変更申請に準ずる関連書類 （指定期日） 変更が生じた日から10日以内
第9条（交付決定額の変更）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」の変更申請に準ずる関連書類 （指定期日） 変更が生じた日から10日以内
第11条（実績報告）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」の事業完了に準ずる関連書類 （指定期日） 事業完了後速やかに提出するものとする。
第14条（請求）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「工場、店舗等の用地取得助成金」の請求に準ずる関連書類

(3)空き店舗等への出店等助成金（賃借料）

補助事業等名称	空き店舗等への出店等助成金（賃借料）
補助事業等の対象となる要件	・ 推進企業を対象とする。 ・ 空き店舗等への出店等で、賃貸借契約の期間が3年以上のものであること。
補助事業等の対象となる経費	賃借料（敷金、礼金、保証金等を除く。）
補助金等の率	賃借料（敷金、礼金、保証金等を除く。）の2/3以内
補助金等の金額	店舗等の面積が200m ² 以上の場合は、1年につき上限1,200,000円と

	し、店舗等の面積200m ² 未満の場合は、1年につき上限600,000円とする。
その他の事項	<p>1 適用期間は操業開始月から2年間とする。</p> <p>2 その他この別表及び別に定める事項3以外のことについては、養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」のうち賃借料の助成に関する事項を準用することとする。</p> <p>3 この補助事業等の前にすでに養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」に基づく賃借料助成の適用を受けた事業は対象外とする。</p> <p>4 この補助事業等の決定額に養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金（賃借料）」の決定額を加えた額をこの補助金等の金額の上限とする。</p>

○空き店舗等への出店等助成金（賃借料）（書類関係）

関係条項	内容
第4条（交付申請）	<p>（添付書類）</p> <p>養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（賃借料に関する助成）の申請に準ずる関連書類</p>
第8条（変更、中止又は廃止）	<p>（添付書類）</p> <p>養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（賃借料に関する助成）の変更申請に準ずる関連書類</p> <p>（指定期日）</p> <p>変更が生じた日から10日以内</p>
第9条（交付決定額の変更）	<p>（添付書類）</p> <p>養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（賃借料に関する助成）の変更申請に準ずる関連書類</p> <p>（指定期日）</p> <p>変更が生じた日から10日以内</p>

<p>第11条（実績報告）</p>	<p>（添付書類）</p> <p>養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（賃借料に関する助成）の事業完了に準ずる関連書類</p>
<p>第14条（請求）</p>	<p>（添付書類）</p> <p>養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（賃借料に関する助成）の請求に準ずる関連書類</p>

(4) 空き店舗等への出店等助成金（改修）

<p>補助事業等名称</p>	<p>空き店舗等への出店等助成金（改修）</p>
<p>補助事業等の対象となる要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進企業を対象とする。 ・ 空き店舗等の改修に伴い、整備した事業費が500,000円以上のものであること。
<p>補助事業等の対象となる経費</p>	<p>直接要した経費</p>
<p>補助金等の率</p>	<p>直接要した経費の10%以内</p>
<p>補助金等の金額</p>	<p>(1) 賃貸の場合 上限1,000,000円</p> <p>(2) 取得の場合 上限1,000,000円</p>
<p>その他の事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用期間は操業開始した年度とする。 2 その他、この別表及び別に定める事項4以外のことについては、養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」のうち改修費の助成に関する事項を準用することとする。 3 この補助事業等の前にすでに養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」に基づく改修費助成の適用を受けた事業は対象外とする。 4 この補助事業等の決定額に養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金（改修）」の決定額を加えた額をこの補助金等の金額の上限とする。

○空き店舗等への出店等助成金（改修）（書類関係）

関係条項	内容
第4条（交付申請）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（改修に関する助成）の申請に準ずる関連書類
第8条（変更、中止又は廃止）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（改修に関する助成）の変更申請に準ずる関連書類
	（指定期日） 変更が生じた日から10日以内
第9条（交付決定額の変更）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（改修に関する助成）の変更申請に準ずる関連書類
	（指定期日） 変更が生じた日から10日以内
第11条（実績報告）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（改修に関する助成）の事業完了に準ずる関連書類
	（指定期日） 事業完了後速やかに提出するものとする。
第14条（請求）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「空き店舗等への出店等助成金」（改修に関する助成）の請求に準ずる関連書類

(5)見本市への出展奨励金

補助事業等名称	見本市への出展奨励金
補助事業等の対象となる	・推進企業を対象とする。

る要件	・市内で製造される製品又はサービスの販路拡張のため、市外で開催される見本市に出展したもので事業費が50,000円以上のものであること。
補助事業等の対象となる経費	企業が負担する事業費
補助金等の率	企業が負担する事業費の50%以内
補助金等の金額	上限500,000円
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 適用期間は見本市に出展した年度とする。 2 その他この別表及び別に定める事項5以外のことについては、養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「見本市への出展奨励金」に関する事項を準用することとする。 3 この補助事業等の前にすでに養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「見本市への出展奨励金」の適用を受けた事業は対象外とする。 4 この補助事業等の決定額に養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「見本市への出展奨励金」の決定額を加えた額をこの補助金等の金額の上限とする。

○見本市への出展奨励金(書類関係)

関係条項	内容
第4条(交付申請)	(添付書類) 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「見本市への出展奨励金」の申請に準ずる関連書類
第8条(変更、中止又は廃止)	(添付書類) 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「見本市への出展奨励金」の変更申請に準ずる関連書類 (指定期日) 変更が生じた日から10日以内
第9条(交付決定額の変更)	(添付書類) 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた「見本市への出展奨励金」の変更申請に準ずる関連書類 (指定期日)

	変更が生じた日から10日以内
第11条（実績報告）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた 「見本市への出展奨励金」の事業完了に準ずる関連書類
	（指定期日） 事業完了後速やかに提出するものとする。
第14条（請求）	（添付書類） 養父市企業等振興奨励に関する条例及び関連規則等で定められた 「見本市への出展奨励金」の請求に準ずる関連書類